

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3 月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第18号

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

道路占用料徴収条例（昭和28年岩手県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

占有物件		占用料		
		単 位	所在地	
			市	町 村
法第32条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	630	530
	第 2 種電柱		970	820
	第 3 種電柱		1, 300	1, 100
	第 1 種電話柱		560	480
	第 2 種電話柱		900	760
	第 3 種電話柱		1, 200	1, 000
	その他の柱類		56	48
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつき 1 年	6	5
	地下に設ける電線その他の線類		3	3
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	550	470
	地下に設ける変圧器	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	340	290
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	1, 100	950
	郵便差出箱及び信書便差出箱		470	400
	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	2, 000	1, 000

	その他のもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,100	950
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ 1 メートルにつき 1 年	24	20
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			34	29
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			51	43
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			67	57
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			100	86
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			130	110
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			240	200
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			340	290
外径が1メートル以上のもの		670	570		
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,100	950
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額	
	上空に設ける通路			1,000	510
	地下に設ける通路			600	310
	その他のもの			1,100	950
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 日	20	10
	その他のもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	200	100
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	200	100
		その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	2,000	1,000

	標識	1本につき1年	900	760	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	20	10
		その他のもの	1本につき1月	200	100
	幕(政令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	20	10
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	200	100
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,000	1,000
		その他のもの		1,000	510
政令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	200	100	
政令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設			110	95	
政令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	
政令第7条第8号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額		
政令第7条第9号に掲げる器具			Aに0.025を乗じて得た額		

附 則

- この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（平成9年岩手県条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 (施行期日)	附 則

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項若しくは第3項の規定による許可を受け、又は同法第35条の規定による協議が成立して現に存する占有物件（この条例の施行の日以後に当該許可又は当該協議に係る期間が更新された占有物件を含む。以下「既存占有物件」という。）に係る平成9年度以降の各年度の占有料の額は、次項に定めるものを除き、この条例による改正後の道路占有料徴収条例（以下「改正後の条例」という。）第2条又は第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める額とする。ただし、その額が、改正後の条例第2条又は第3条の規定を適用して算定した額（以下「改正後の占有料額」という。）を超える場合は、当該改正後の占有料額とする。

(1) 平成9年度 この条例による改正前の道路占有料徴収条例（以下「改正前の条例」という。）第2条又は第3条の規定を適用して算定した当該既存占有物件に係る1年当たりの占有料の額に1.1を乗じて得た額

(2) 平成10年度以降 当該既存占有物件に係る前年度の占有料の額に1.1を乗じて得た額

3 前項の規定の適用がある場合においては、道路占有料徴収条例（昭和28年岩手県条例第7号）附則第2項の規定は、適用しない。

4 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第10号に規定する電気事業者、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者又はガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第11項に規定するガス事業者（以下「電気事業者等」という。）から県が徴収する既存占有物件に係る平成9年度以降の各年度の占有料は、それぞれの電気事業者等について、附則別表に定める区域（以下「算定区域」という。）ごとに算定するものとし、その額は、改正後の条例第2条又は第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める額とする。た

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

だし、その額が、算定区域における改正後の占用料額を超える場合は、当該改正後の占用料額とする。

(1) 平成9年度 改正前の条例第2条又は第3条の規定を適用して算定した当該既存占用物件に係る1年当たりの占用料の額の算定区域ごとの合計額に1.1を乗じて得た額

(2) 平成10年度以降 算定区域ごとに算定した既存占用物件に係る前年度の占用料の額に1.1を乗じて得た額

附則別表

区 域
盛岡市 八幡平市 岩手郡 紫波郡
花巻市
北上市 和賀郡
奥州市 胆沢郡
一関市のうち平成17年9月19日における一関市及び西磐井郡の区域 西磐井郡
一関市のうち平成17年9月19日における東磐井郡の区域 東磐井郡
大船渡市 陸前高田市 気仙郡
遠野市
釜石市 上閉伊郡
宮古市 下閉伊郡(岩泉町、田野畑村及び普代村を除く。)
下閉伊郡のうち岩泉町及び田野畑村
久慈市 下閉伊郡のうち普代村 九戸郡のうち洋野町及び野田村
二戸市 九戸郡のうち軽米町及び九戸村 二戸郡

備考 改正部分は、下線の部分である。